

## 7-1：災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（株式会社アクティオ）

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、必要なレンタル資機材等（以下「資機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害時に応急対策業務や避難所等で必要となる資機材の速やかな配備を図るため、甲の要請に応じ、乙が保有する資機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において資機材が必要な場合は、要請書（様式第1号）をもって、乙に提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

### （資機材の種類）

第4条 乙が提供する資機材は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水中ポンプ
- (2) 発電機
- (3) 空調設備
- (4) ハウス・備品
- (5) その他乙の取扱い資機材

### （資機材の引渡し等）

第5条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

### （経費の負担）

第6条 資機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 乙は、第5条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議して決定し、乙の請求により、甲は速やかに支払うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、甲乙は、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月17日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

乙 大阪市中央区本町2-1-6

堺筋本町センタービル16階

株式会社アクティオ関西支店

支店長 鈴木 純也